

名古屋市犯罪被害者等支援事業

● 見舞金

概 要	<p>遺族※1が、損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにもかかわらず、約定通りに賠償が受けられない場合※2に150万円を上限に支給</p> <p>※1 配偶者（事実婚等を含む）又は、被害者の二親等以内の血族等</p> <p>※2 約定通りに賠償が受けられない場合とは、次のいずれかの場合とします。</p> <p>① 債務名義を取得した日から3月以上賠償が行われない場合</p> <p>② 債務名義に基づき別に履行期限等を定めた場合は、当該履行期日から3月以上賠償が行われない場合</p>
給付内容	<p>○不履行となっている債務名義の未払い額 （ただし、150万円を上限とします）</p> <p>○一事件につき給付するのは1人</p>
対象要件	<p>○被害者が市民である事案であること（発生地は問わない）</p> <p>○被害事実が客観的に確認できること（警察への照会、交通事故証明等）</p> <p>○当該事案に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得しており、約定通りに賠償が受けられていないこと</p>
支給対象外	<p>○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係（夫婦（事実婚等を含む）又は直系血族等）があり、同居していたとき （ただし、18歳未満の遺族が債務名義を取得した場合、18歳未満の遺族を監護している者が債務名義を取得した場合等は除く）</p> <p>○被害者又は遺族が暴力団員であったとき</p> <p>○支援金を給付することが社会通念上適切でないと思われるとき</p>
申請期限	<p>平成30年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とし、申請できる状況となった日※から1年以内</p> <p>※履行期日に賠償が行われず、3月後の履行期日に応ずる日においても賠償が行われない場合</p>
必要書類	<p>○見舞金給付申請書 ○住民票（除票）</p> <p>○遺族と被害者の続柄が確認できる証明書</p> <p>○債務名義の正本 ○執行力が確認できる執行文等</p> <p>○当該刑事事件の処分結果を証する書類等 ○送達証明書</p>
受付時間	午前8時45分～午後5時30分
担当窓口	<p>名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口</p> <p>電話：052-972-3042</p>